平成２４年（フ）第２９９２号
大阪市淀川区宮原１丁目19番11―701号
債務者　藤井喜代子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５４号
横浜市鶴見区生麦１丁目５番22―311号
債務者　亀田　秀和
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２８号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地７棟501号
債務者　上野　聖史
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７９号
岡山市中区江並265番地23
債務者　榊原　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９３号
岡山市中区山崎146番地３
債務者　檜垣八重子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
岡山市北区天瀬南町４番26号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成１８年（フ）第１７５８号
千葉県浦安市入船１丁目５番２号
破産者　株式会社ユニバーサルシステムオルガナイズ
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３６号
千葉県八街市八街ほ723番地９
破産者　株式会社アサヒ設計アート
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３７号
千葉県八街市八街ほ723番地９
破産者　有限会社アサヒ建設
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６９４号
埼玉県坂戸市日の出町６―15―Ｃ―605、開始決定時の住所埼玉県東松山市箭弓町１丁目４―10
破産者　小久保　誠
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８４号
札幌市東区北28条東21丁目５番14号
破産者　銀鈴商事株式会社
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５１６１号
東京都港区芝浦２丁目４番６号
破産者　ワールドオーシャン基金株式会社
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０３０号
東京都台東区東上野１丁目13番２号
破産者　ワールドオーシャン開発株式会社
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０３１号
東京都江東区亀戸２丁目17番24号
破産者　財団法人日本奉仕会
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９９号
広島市中区八丁堀１番23―1011号
破産者　有限会社アーク商事
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
宮城県石巻市北上町十三浜字月浜47番地
破産者　有限会社大憲住宅
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
秋田県仙北市角館町岩瀬174番地
破産者　株式会社金谷工業
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第６号
千葉県香取市香取1844番地３、住民票上の住所千葉県香取市佐原ホ505番地
破産者　中原　　繁
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１８４号
神奈川県綾瀬市吉岡東３丁目７番25号
破産者　吉岡機工株式会社
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部